

仕様書

別紙2「京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱」に定めるもののほか、本事業については、以下のとおり実施すること。

1 業務の名称

京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業業務委託

2 業務目的

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図ること。

3 業務内容

京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要項第4条に定める以下の業務

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 地域支援の実施
- (6) 地域の子育て力を高める取組の実施

4 募集数

1か所（1事業者）

5 事業実施場所

- (1) 令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」において、児童館やつどいの広場などがないため、乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域に、つどいの広場を新規に確保することとしている。

身近な地域の範囲は、計画の策定に向けて平成30年度に実施した「市民ニーズ調査・意識調査」の結果に基づき750m（自転車、ベビーカー、徒歩で移動可能な距離）以内とし、新たに実施するつどいの広場は、既存の児童館及びつどいの広場を中心に、半径750mの範囲で円を描いた結果、空白となる地域をカバーできる場所において実施することとする。

- (2) 上記(1)を踏まえ、本プロポーザルにおける実施場所については、以下のア～エを満たす場所を事業者で確保して実施すること。

ア 実施場所から半径750mの円を描いた時に、空白地域（網掛け部分）をできる限りカバーできる場所（久世西小学校区を中心とする南区、西京区内（別紙3の太枠の範囲内））

イ 次に掲げるスペース及び設備を有する場所。

- ・ 主に、一戸建て、集合住宅（マンション・アパート等）の一室、事業者が所有する施設の一室、病院等の医療施設内のスペースなど、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。

- ・ 実施場所の確保にあたっては、複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- ・ 別紙2「京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱」に記載された要件を満たす場所であること。

※ ただし、賃貸又は購入物件にて本事業を実施する場合、申請時に実施場所の賃貸借契約又は売買契約を締結しておく必要はない。委託事業者として選定された際には、本市との事業委託契約時までに契約を締結すること。

なお、事業委託契約時点で賃貸借契約又は売買契約の締結が行われなかった場合、受託者を変更する可能性がある。

※ 子育て家庭の親とその子どもが使用するスペースが複数の場合でも、職員が各スペースの状況を常に把握でき、利用者に不便が生じるものでなければ、差し支えないものとする。

ウ 民営保育園、認定こども園、私立幼稚園と同一の敷地内ではない場所。

エ 関連法令や施設・事業の認可基準等に反していない場所。

※ 必要に応じて関係部局等に事前相談すること。

なお、利用者や地域の方の利便性や効率性などを考慮してより適切な場所であると本市が認めた場合には、運営を開始した後に、事業実施場所を移転することができる。

ただし、事業実施場所の移転に伴う費用は、事業者の負担とする。

6 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※ ただし、地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められる場合には、次年度以降も継続して委託する可能性がある。

7 成果物

事業者は「6 委託期間」の終了後、本市が指定する期日までに、本市が指定する様式にて実績報告書を提出すること。

8 委託金額

(1) 運営経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7,113,000円（12か月分、このうち事業実施月数分に応じて按分し支払う。）

- ・ 主な用途は、人件費、事業運営費（備品購入費、玩具代、保健衛生費、光熱水費等）、保険料、施設使用料など当該事業の実施に必要な経費とする。
- ・ 運営経費は原則として、受託者の請求により行う。ただし、受託者の財務状況により、「前金払い」を行う場合がある。
- ・ 休所等により、契約を履行できないと認められた場合は、一部又は全部の返還を求める場合がある。

(2) 開設準備費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

開設初年度に限り800,000円又は実費のいずれか低い方を上限として支払う。

- ・ 用途は次のとおりとし、イのみ場合は上記に関わらず600,000円又は実費のいずれか低い方を上限とする。

ア 流し台、便所、遊具、絵本、乳幼児を連れて利用しやすい設備への改修工事費等

イ 新たに契約する賃貸物件を活用して実施する場合に必要な礼金（貸借契約解除時に返金されるものは除く。）及び実施前1か月分の賃借料

- ・ 開設準備費は原則として、受託者の請求により行う。ただし、受託者の財務状況により、「概算払い」を行う場合がある。

- ・ 「概算払い」とした場合は、実費の確定後に見積書や賃貸借契約書等で金額を確認したうえで支払金額を確認し、速やかに精算書を作成する。これに領収書又はその写し等を添えて、京都市に提出するものとし、支払金額が実費を上回り残金が生じた場合は京都市に返還しなければならない。

9 利用料

事業を実施した場合の利用料については、原則として無料とすること。ただし、イベントや講習会等の実施に係る材料費等の実費相当額（講師謝金などを除く）で、個人の利用に係る少額の経費に限り、利用者から徴収することができる。

10 物件賃借料

事業を実施する物件賃借料（管理費及び共益費を含む、各種保険等は除く）に応じて、年間賃借料支払額の1/2と420,000円を比べて低い方の額を（1）に規定する委託料に加算する（千円未満切り捨て）。なお、加算の要件は以下のとおりとし、当該加算分は通常払いとする。

- （1）主に事業を実施する場所として賃貸借している物件であること。（複数物件・駐車場等は対象外）
- （2）第三者と賃貸借契約を締結していること
- （3）耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

11 防災

- （1）地震や火災等の災害に備え、避難経路及び避難場所等についてスタッフで共有しておくとともに、年1回以上避難訓練を実施すること。
- （2）浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等内に所在する建物で事業を実施する場合は、避難確保計画を作成し、提出すること。

12 保険

事業の実施に当たっては、必要に応じて利用者及び職員等を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

13 業務の再委託

本件業務の全部を再委託することはできない。一部の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、承認を受けること。ただし、印刷等の簡易な業務の再委託に当たっては京都市の承諾を必要としない。

14 その他契約に関する事項

（1）契約の変更

事業内容については、別紙2「京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱」に定めるもののほか、原則として事業者から提案のあった内容に基づき運営することとするが、京都市との協議により変更する場合がある。また、事業委託期間中、次の事項に該当することとなった場合には、京都市は委託金額を含めて契約を変更することができるものとする。

ア 本事業に係る予算の削減等があったとき。

イ その他業務を追加・変更させる必要が生じたとき。

（2）契約の解除

事業委託期間中であっても、次のア～カに該当すると認めるときは、京都市は契約を解除することができるものとする。契約の解除が、受託者の責に帰すべき事由による場合、受託者の損害に対して京都市は賠償しない。また、解除に伴う京都市の損害について、受託者に損害賠償を請求することがある。

ア 受託者が本契約に違反し、かつ、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

イ 本契約の締結又は履行について、受託者による不正の行為があったとき。

ウ 本事業に係る予算の削減等により本事業が実施できなくなったとき。

エ 事業の改善等についての必要な指示や改善計画書の提出の求めに対し、従わないとき又は改善の見込みがないとき。

オ 不可抗力等、京都市及び受託者双方の責に帰すことのできない事由により、事業運営の継続が困難になったとき。

カ その他本事業が実施できなくなったとき。

(3) 運營業務の終了に際しての引継ぎ等

受託者は、契約期間の満了時又は契約の解除によって運營業務が終了し、その後を他の事業者が引き継ぐ場合は、次期受託者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、京都市が必要と認める業務の引継ぎを行わなければならない。

また、これらの引継ぎを行うために要する経費のほか退去に伴う経費等は、原則として京都市は負担しない。

(4) その他

この仕様書及び作成する契約書に定めのない事項又は履行上の疑義が生じた場合については、京都市と協議し決定する。